

令和2年5月8日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

新型コロナウイルスの感染症に係る通所系サービスの送迎減算の取扱いの整理について

平素は本市介護保険事業の運営に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この間、介護サービス事業所・施設の皆様には、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」等を踏まえ、サービス提供に努めていただいております。この間、通所系サービスの送迎減算の取扱いに関して多くの御質問をいただきしたことから、本市では、現下の状況に鑑み、通所系サービスの送迎減算については、下記のとおり整理することとしました。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

#### 記

**通所系サービスを、感染拡大防止の観点から代替サービスに置き換えた場合の送迎減算について**

＜本市における具体的な運用＞

当面の間、代替サービス（訪問や電話）での実施のため実際に送迎を行わない場合も、送迎減算を適用しなくても良いものとする。

※ ただし、当該被保険者に対して通所によるサービス提供を継続しており、送迎が行われていない場合は減算の対象とする。

＜例＞

- ・以前から事業所の送迎を利用せず、利用者自らが通ったり、家族等が送迎を行う場合
- ・コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業所による送迎を中止し、家族等が自家用車で送迎する場合

※ 代替サービスを実施し、既に送迎減算を適用して請求した場合で、送迎減算を適用せずに請求し直す時は、次のとおり再請求又は過誤申請を行ってください。

＜令和2年4月分の請求＞

- ・5月中であれば国保連に取り下げ願を提出し、翌月以降に再請求する。
- ・6月以降は過誤申請を行う。